

令和4年度 県立学校における「いじめの防止等の対策のための組織」
等の開催状況等について

このことについて、以下のとおり公表します。

記

1 「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（いじめ防止対策推進法第22条）
に関する状況

生徒指導課調べ。県立高等学校（本校分校別、課程別）・中等教育学校・特別支援学校。

(1) 開催状況

	回数等 (R3)
県立学校における会議の開催回数合計 (a)	3.125 回(2,423 回)
学校数 (b)	116 校(116 件)
1 校当たりの平均開催回数 (a / b)	26.9 回(20.9 回)

(2) いじめ認知件数（対応件数）

	件数等 (R3)
県立学校におけるいじめ認知件数合計 (a)	1,243 件(898 件)
学校数 (b)	116 校(116 校)
1 校当たりの平均認知件数 (a / b)	10.7 件(7.7 件)

(参考) 主ないじめの態様（複数回答）

冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌な事を言われる。	44.5%
パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	17.0%
嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをさせたり、させられたりする	10.1%

(参考) いじめの発見のきっかけ

本人からの訴え	47.5%
アンケート調査など学校の取組により発見	13.9%
当該生徒（本人）の保護者からの訴え	13.6%

2 「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う」組織（いじめ防止対策推進法第 28 条）に関する状況

令和 4 年度の開催はありませんでした。

3 生徒指導課による検証と県立学校への指導について

生徒指導課では、学校から生徒指導課へ報告されたいじめ事案のうち、各校が参考とするべき内容や、複数の事案に共通して見られる内容について、重点項目として、「いじめ対策総点検」の学校訪問や、管理職対象の研修会等で取り上げ、学校に対し指導を行っています。

令和 4 年度はいじめ対策総点検では、以下の架空事例を通じて、過去に見られた学校の対応について問題点を共有し、組織的対応を徹底するよう指導しました。

（事例の概要） 生徒が被害・加害相互の関係のケース

生徒 A の荷物が常に整理されず、周囲の生徒の迷惑になっていた。このことについて、A は B から「私物をきちんと整頓して」と厳しい口調で言われたことで、学校に行きたくなくなった。⁽¹⁾

A の保護者は学校に「A が安心して登校できるようにしてほしい」「B を別室で授業を受けさせてほしい」「B の保護者から謝罪が欲しい」と要求した。⁽²⁾

（指導のポイント）

下線部(1)について、B から厳しい口調で言われた A の精神的苦痛に加え、A の荷物が整理されていないことで嫌な思いをした B の精神的苦痛も見逃さないという視点で、双方が被害生徒

と加害生徒になり得るいじめ事案として認知を検討すること。

下線部(2)について、トラブルを解決し、Aに寄り添いつつ、A・Bどちらの生徒も安心して学校に通えるようにすることが大きな目的であることを説明するよう検討すること。

また、全体をとおして、相談を受けた教職員が、個人で対応せず、学校が「いじめ」としての組織的対応をすること。